

9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
6cm
40
1
2
3
4

始



宮城縣立圖書館要覽

同館

寄贈本

目 次

一 口 繪	一〇
一 沿革	一一
一 建築及設備の概況	一二
一 藏書	一三
一 閲覽成績	一四
一 巡回文庫	一五
一 創立以降諸統計表	一六
一 宮城縣立圖書館々則	二一
一 宮城縣立圖書館規程	二四
一 宮城縣立圖書館長職務章程	三五
一 宮城縣立圖書館處務細則	三六

目 次

細則一

大正
2.3.22

寄贈

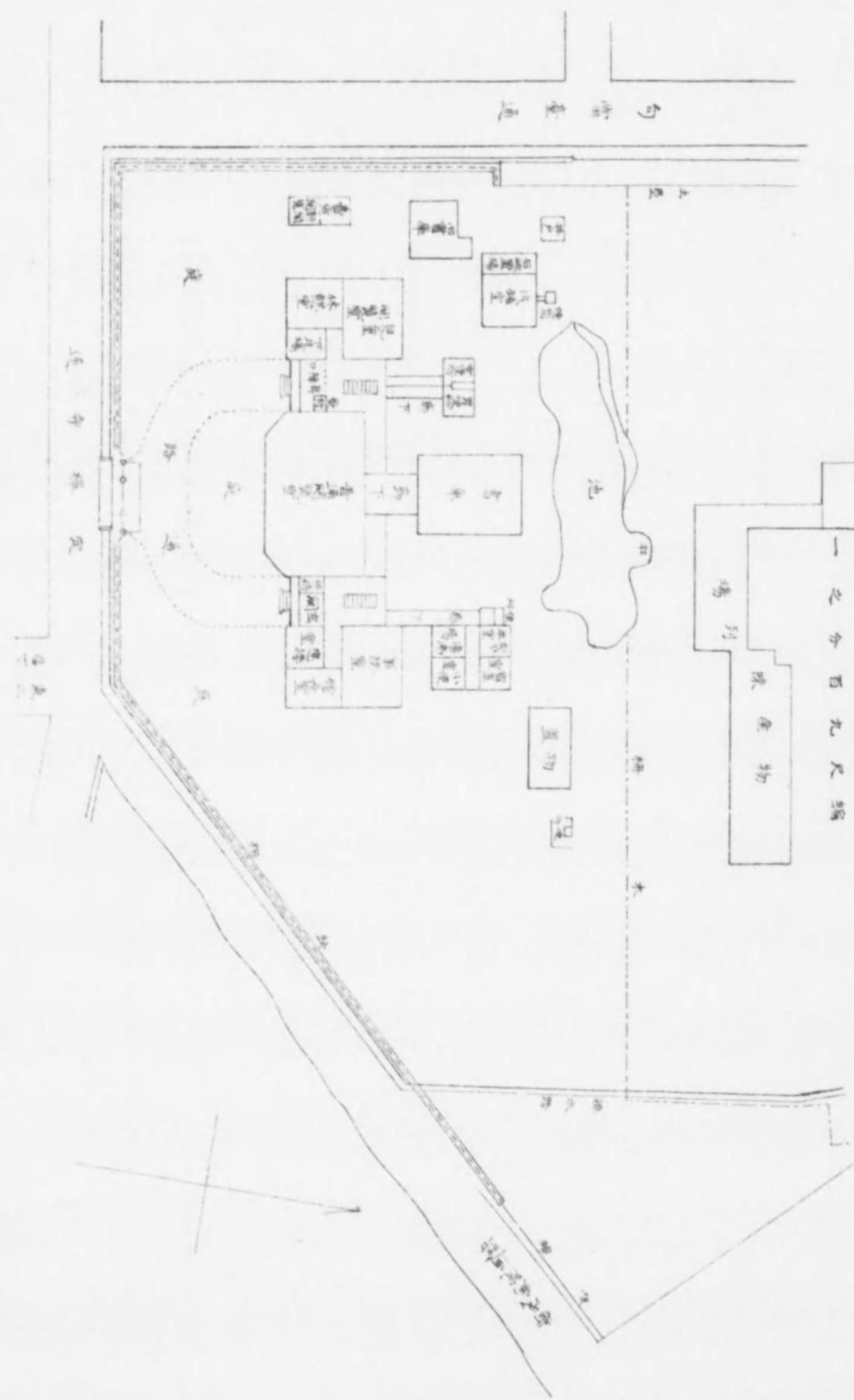
四 次

一 職員
一 建築設備費寄附者

11
111

圖置配物建築新館書立縣城宮

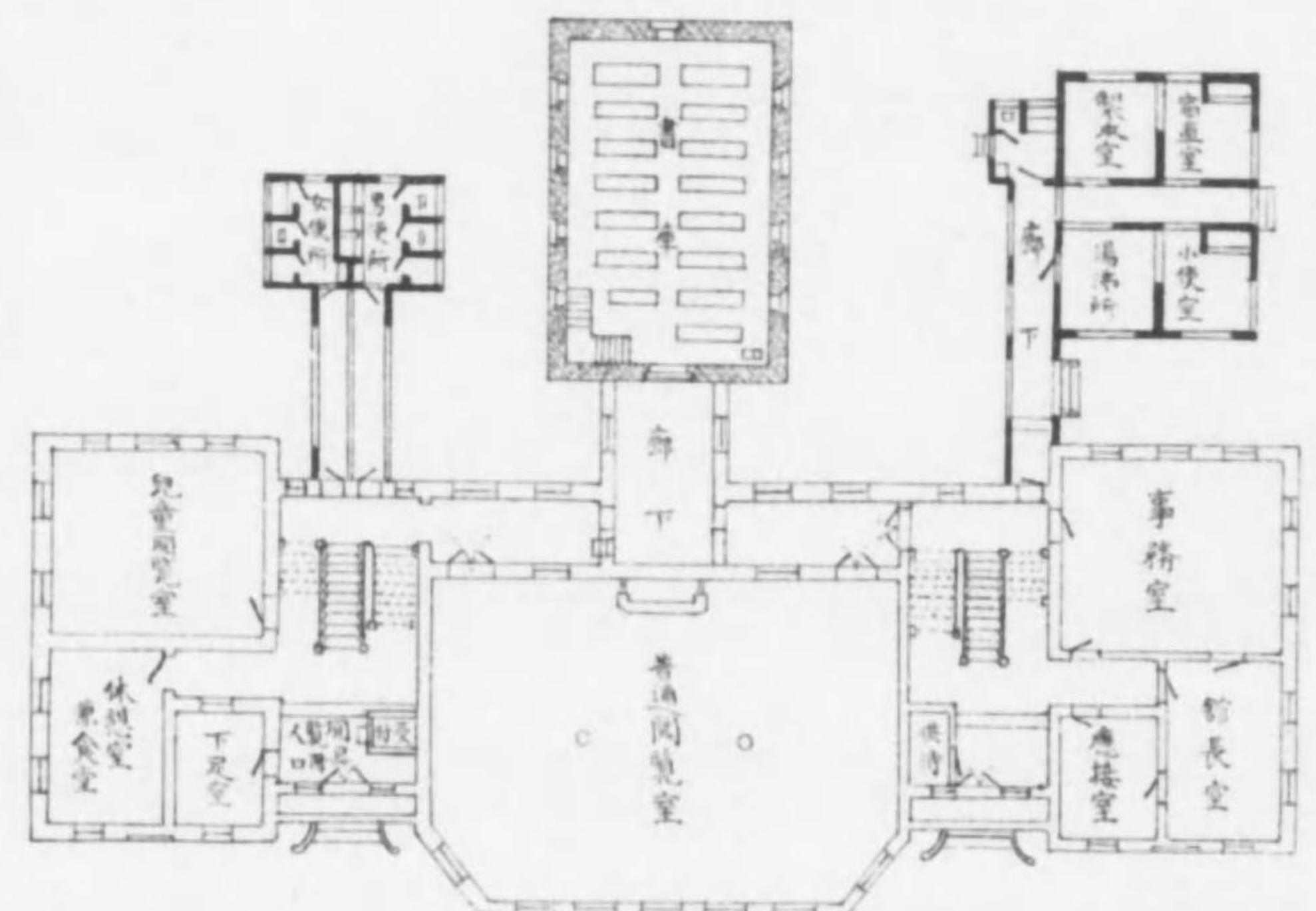
一之分百九尺編



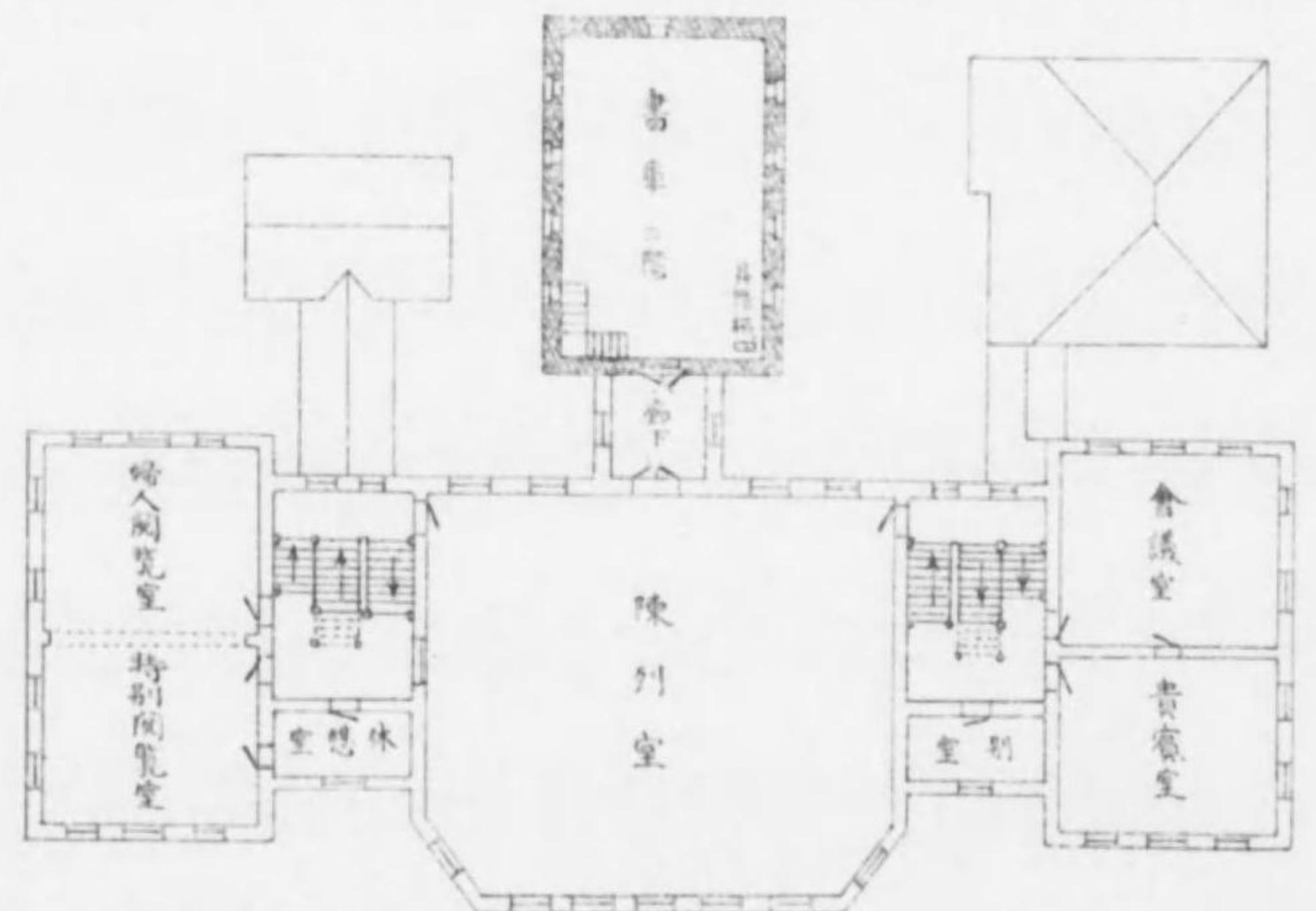
宮城縣立圖書館建築平面圖

縮二五百分之一

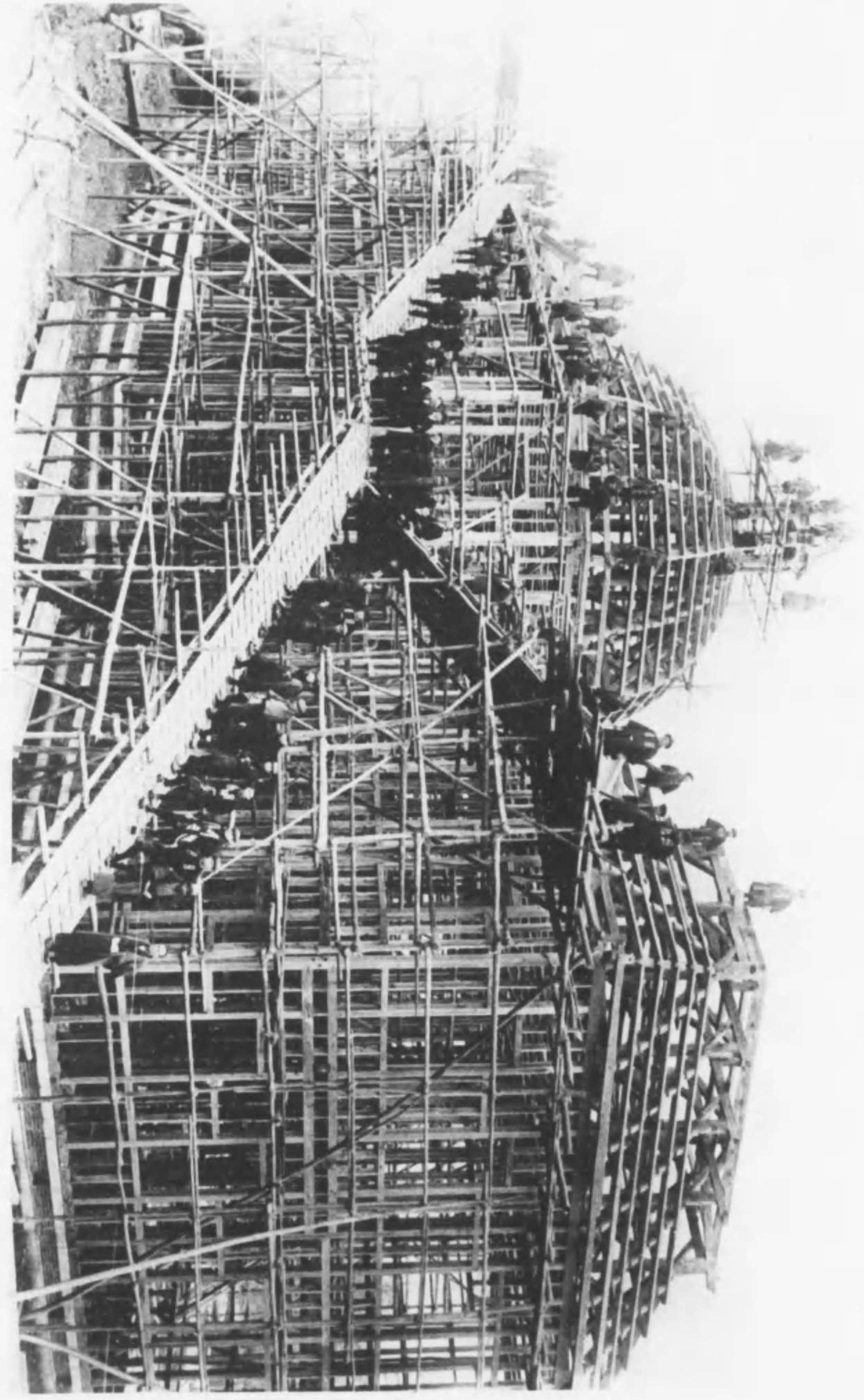
面 平 下 階



面 平 上 階



上
棟
式



上

輪

正面全景

全
漢

五



普通閱覽室

兒童閱覽室

普 世 閱 證 室



泉 童 閱 證 室



舊館普通閱覽室

舊館正面全景

舊館正面全景



舊館醫政門覽室



宮城縣立圖書館要覽

沿革

本館は明治十四年創めて設置せらる然れども其起原を繹ぬるときは幾多涓々の細流溪間を縈りて河川に入り終に洋々たる巨江を爲すが如く其淵源は遠く仙臺藩養賢堂書庫、青柳文庫、龍寶寺文庫等に濫觴せんばあらず蓋し是等の書庫、文庫は維新廢藩と共に廢絶して痕跡を留むるものなく其藏書も亦多くは散逸せりと雖も仍ほ断編索簡の市内各所に殘存するものあり且つ立藩の時代より讀書の習性地方人士の間に流露するものあるを以て自ら圖書閱覽所公開の氣運を催進し縣立師範學校の設置せらるゝや官私之圖書類を聚めて師範學校に移し同校附屬書藉となし明治十二年時の校長和久正辰同校附屬の書籍庫を其儘公開して一般人士に閲覽せしめんことを企て縣立書籍館創設の事を當局者に謀りしに時の縣令松平正直大に之を賛せしかば提出の建議忽ち採用せられ遂に明治十四年宮城書籍館を創設せられ其七月職制及事務章程の發布を

見るに至れり同月廿五日松平縣令和達書記官臨場して開館式を挙げらる是實に今を距ること三十有三年前の事にして我國圖書館の數極めて寥々晨星の如き時代なりき

當時未だ館舎の設けなく假に師範學校内に於て事務を取扱ひ同校書籍庫を以て書庫及事務室に充て講堂を閲覽室に用ゐたり圖書は師範學校、中學校及縣廳所管のものを移して閲覽の用に供せしが其大部分は養賢堂、青柳文庫等舊圖書館の所蔵にして散逸を免れたるものなりき

同年八月參議松方内務卿來館せらる

明治十五年四月館長林通退職し本縣屬山田真雄館長を命ぜらる○八月館長山田真雄退職本縣師範學校長和久正辰館長兼務を命ぜらる○同月職制及事務章程を改定せらる○九月新に圖書帶出の制を設く○十月參議西郷農商務卿來館せらる

明治十七年二月館長和久正辰退職し本縣師範學校教諭渡邊久馬八館長代理を命ぜらる○十月土方内務大輔來館せらる○十一月山縣内務卿來館せらる

明治十八年七月米田萬里小路両侍從來館せらる○同月館長代理渡邊久馬八退職し本縣師範學校長秋山恒太郎館長兼務を命ぜらる

明治廿年十月森文部大臣來館せらる

明治廿一年三月渡邊大學總長來館せらる○五月館長秋山恒太郎退職し本縣師範學校長渡邊恂一郎館長兼務を命ぜらる

明治廿五年四月館長渡邊恂一郎退職し本縣屬高岡松郎館長心得を命ぜらる○六月館長心得高岡松郎退職し本縣尋常中學校長大槻文彦館長に任せらる○十二月舊本縣師範學校々舎に修繕を加へ移轉すべき命あり

明治廿六年一月移轉を了す即ち勾當臺通の館舎にして爾後明治四十四年迄使用せしものは是なり建坪九十二坪其の主なる部分は閲覽室三十八坪書庫十二坪事務室及圖書室二十坪等なり

明治廿七年物置一棟を新築す

明治廿八年九月舊師範學校附屬小學校々舎一棟東西十間南北四間のもの本館所屬に指定せらる○十月敷地七百七十二坪本館所屬に指定せらる○十二月

館長大槻文彦退職し本縣屬高岡松郎館長代理を命ぜらる

明治卅年六月本縣より明治廿七八年戰役の戰利品三百余點を交附せらる之を本館一部の建物に陳列して衆庶の縱覽に供することとなせり○七月館長代理高岡松郎館長を命ぜらる○九月館長高岡松郎退職し本縣屬半田卯内館長を命ぜらる

明治卅一年十月本縣より北隣地七坪を交附せらる

明治卅二年八月敷地七坪及物置一棟を本縣より交附せらる○九月館長半田卯内退職し本縣屬大森拙藏館長を命ぜらる○十一月勅令四百二十九號を以て圖書館令を發布せらる

明治卅三年十月四十八坪餘の土地を本館敷地に編入せらる於是本館敷地は八百三十六坪建物百四十五坪を有するに至る○十二月館長大森拙藏退職し本縣屬大立目克諾館長に任せらる

明治卅四年二月物置一棟物產陳列場所屬に轉換せらる○五月菊地大學總長來館せらる

明治卅六年三月館則を改正せられ四月より夜間閲覽を開始す○八月館長大立目克諾退職し本縣視學官野田藤馬館長兼務を命ぜらる○十月主館を修繕し建坪三坪を増せり○十二月戰利品陳列場を廢し其室を用ひて新に特別閲覽室及婦人閲覽室を設け從來の閲覽室を以て普通閲覽人及男兒童閲覽室に充てたり

明治卅九年六月館長野田藤馬退職し本縣屬嶺岸大力館長に任せらる○勅令第二百七十四號を以て圖書館令を改正せらる

明治四十年二月事務用圖書目錄をカード式に改む○四月圖書館令に基き館名を宮城縣立圖書館と改む○この年新に圖書館調査費を經費の中に加へらる○九月外國語學校教授伊東平蔵に顧問を嘱託し各般の改良に着手す○七月館長嶺岸大力退職し本縣事務官下條幸次郎館長事務取扱を命ぜらる

明治四十一年七月新に司書を置く○四月館長下條幸次郎退職し本縣事務官相良歩館長事務取扱を命ぜらる○十月館長事務取扱相良歩退職し本縣事務官山村辨之助館長事務取扱を命ぜらる○社會の進歩と本館の發達により閲覽

者漸次増加しこの頃に至りては閲覧室、書庫共に狭隘を告ぐるに至りしを以て改築の議起る

明治四十二年二月縣令を以て館則を改定せられ巡回文庫の規定を加へらる〇四月巡回文庫取扱手續を定め同月より各郡に文庫送付を開始す〇七月縣令第二十九號を以て職制を定めらる〇八月小學校の夏期休業に際し仙臺市東二番丁小學校及亘理郡亘理小學校に兒童用書類を貸付し短期の兒童圖書館を開けり〇十月小松原文部大臣來館閲覽の状況等を視察せらる〇從來本館に於て閲覽特許票を各方面の官衙、學校、有志者等に贈與し閲覽の便に供せしがこの年更に市内公私立中等學校の優等生徒を加へ學生獎學の資となせり

明治四十三年一月仙臺考古會と謀り地理書展覽會を催す本館所藏のものとし諸官衙學校有志の出陳を合せて千數百冊に達せり〇二月市有志の舊青柳文庫碑を本館構内に再建するに際し舊青柳館本の展覽會を催し六百數十冊を出陳して其目錄を頒てり〇二月文部大臣の訓令に基き本縣訓令を以て圖書館設立に關する注意事項を發布せらる〇十月本縣豪農齊藤善右衛門圖書館建築費

として五万圓の寄付を願出で當局の許可を得たり四十一年以來の本館改築計畫漸く熟し此の寄附金を基礎として豫算を編成し顧問伊東平藏大體の室割をなし本縣土木課に於て設計製圖に着手せり

明治四十四年新築設計の考案成り工事開始の期も近づけるを以て六月縣會議事堂に移り同所に於て假に閲覽を開始せしも同建物の狭隘なると夜間點燈の設備を缺くを以て兒童の閲覽と夜間の閲覽とを中止するの止むなきに至れり〇七月館舎の大部分を拂下げ尋て新築の工事に着手せり〇八月市内各小學校と協議し本館の兒童用圖書千百余冊を巡回文庫組織にて各學校に貸付し各學校に於て兒童圖書館を開かしめたり〇十月館長事務取扱山村辨之助轉地療養につき本縣事務官補古宇田品臨時館長事務取扱を命ぜらる〇十月縣會召集につき舊宮城病院内醫學専門學校講義室に移り同室に於て閲覽を開始す〇十二月市内三小學校の希望により兒童用圖書若干冊を巡回文庫組織にて三小學校に送付し兒童圖書館を開かしめ翌年七月に至りて止む

明治四十五年二月新築館舍上棟式を行ふ○同月本縣立高等女學校の希望により同校寄宿舎に圖書若干を常時貸付するとなせり○四月再び縣會議事堂に移り同所に於て閲覧を開始す○六月館長事務取扱山村辨之助退職○七月本縣事務官古宇田晶館長事務取扱を命ぜらる

大正元年十一月新築館舍落成せるを以て土木課より引繼を受け同月新館に移る○十二月新館に於て閲覧を開始す

大正二年二月縣令を以て館則及職務規程を改正せらる○同月新に處務細則を制定し巡回文庫取扱手續を改む

之を本館創設以還沿革の概要とす

建築及設備の概要

位置 本館は仙臺市勾當臺通にありて正門を定禪寺通に開く北は物產陳列場と接し東は衛戌病院に隣する位置略市の中心に當り各方面よりの來館者に便なり敷地は約一千八百八十余坪にして建坪二百九十九坪余なり

建築 新築工事の設計者は前本縣技師比田孝一技術師山添喜三郎技術手我妻駒之進にして明治四十四年六月工事に着手し土木課長中村悌一郎の指揮の下に技術手兒玉儀藏監督の任に當り大正元年十月竣工せり建築請負者は仙臺市佐藤昌治なり

新築の建物は主館一棟左右翼家各一棟書庫一棟附屬家五棟及渡廊下二箇所にして南面せる主館を中心とし左右翼家を對稱的に書庫附屬家を其北に配置せり

構造 主館屋上塔棟までの高さ七十一尺避雷針六尺八寸總高さ七十七尺八寸左右翼軒の高さ地盤より三十五尺五寸なり基礎は栗石混擬土を以て作り

腰通りは花崗岩及煉瓦を以て築造せり屋根は主館の下屋根上屋根八角形丸屋根等は亞鉛板を以て葺き上部八角塔其他はスレート葺となし外部は色ペニキを塗れり

主館は二層より成り正面に位し前面隅切形にして軒下に宮城縣圖書館の六字を現はせる鑄鐵額面を掲ぐ文字は巴溪佐々木舜永の揮毫する所なり普通閲覽室は即ちその下層にして長さ十間幅六間半なる八角の隅切形をなし面積六十三坪二合なり北側は廊下にして出入口は自在戸を建込み床面にはリノリウムを敷く周壁は卵黃色の漆喰塗にして腰通は羽目板を廻らせり窓は南北の兩側にありて其數九其の内法高さ十尺幅五尺光線の射入充分なりこれに茶褐色の左右引分窓掛を付す天井は打出鋼鐵板張にして六箇の中心飾を存す各中心飾にはサンデリヤを裝置しこれに三箇の電燈を付す電燈燭數九百これに貸付臺上及周壁に取付けたる七箇の瓦斯燈の燭數を加ふれば室内的光度約千二百燭一坪二十燭に當り夜間の閲覽更に遺憾なし室の北面中央に貸付臺ありその右側には新着圖書展列棚左側には辭書棚を配置し辭書の多くは貸

付の手續を省略し隨意閲覽せしむ室の西部に分類及書名のカード目錄函を置き圖書檢索の處となすまた東面の壁の上部には伊達政宗の畫像を掲ぐ武田文太夫の描寫する所なり其下に各種の地圖を掛け閲覽者の便に供せりこの室には五尺の卓子三十二脚を排列し定員を百二十八名とする館内の閲覽人用卓子は縣下鍛冶屋澤製材所の檜材を用ひて仙臺工業研究所の製作する所カード目錄箱及椅子は鶴屋丹野忠五郎の製作に係る

博物陳列室は主館の上層にして長十間幅八間面積七十八坪二合なり床は松の柾板張にして亞麻仁油を塗り天井は蛇腹及組緣付漆喰塗周壁腰通は羽目板を張り南面の窓數は普通閲覽室に同じく北面中央には書庫三階に通する出入口及屋上八角塔に登る設備をなせりこの室には長さ六尺高さ六尺の陳列棚二十四箇及視戸棚八箇を備へて博物を排列し公衆の縱覽に供する豫定なり

右翼家は二層より成り一層の南端は閲覽人昇降口にして花崗石の石段を築き其の内部は昇降室、受付室、下足室の三室とす受付室は床張にして昇降室及下足室は人造大理石を敷き大階段室と昇降室との境界は柵を以てしこれに出

口、入口を設くこの柵は必要に應じ取り放すことを得る装置をなせり

休憩室 は大階段室左方廊下の端にあり其面積十坪五合卓子、椅子等を設けて閲覧人の休憩食事の處となす

兒童閱覽室 は休憩室の北に接す長五間巾四間面積二十坪西、北の両面に窓を有し床面にはリノリウムを敷き室の東壁に接して書棚三箇を置きこれに兒童用書を排列し其前に貸付席を設く又南壁には枠を付して常に額面を掲ぐるに便せり入口の傍には手洗器を設け出入の兒童をして顔、手等を洗はしむこの室には六尺の卓子九脚を排列して五十四人の兒童を收容する設備をなせり

西階段室 は四層より成り一層より三層に至る迄檻材を以て巾六尺の階段を造り第一層は昇降口の正面に當り右すれば普通閲覽室及男子便所に至り左すれば兒童室及婦人便所に至る二層は中段踊場に用ひ階段を右方に設け三層は婦人閲覽室及特別閲覽室に通する廊下にして左方に階段を設け四層は博物陳列室に通する廊下となしたり

特別閲覽室 は二層にありて長五間巾三間半面積十七坪五合床面にはリノ

リウムを敷き天井は打出鋼鐵板張にして中心飾にサンデリヤを裝置し三箇の電球を付し周壁には瓦斯燈を取付く窓は南西兩面にありてスプリンギング付ブランードを裝置す排列する所の卓子六脚二十四人を容るべし

婦人閱覽室 は特別閲覽室の北に接す長五間巾四間面積二十坪にして卓子六脚を排列し二十四人を以て定員となすこの室に婦人専用のカード目録函を置く室の構造裝置特別閲覽室に同じこの室と特別閲覽室との界は屏風式の板戸にしてこれを取放せば三十七坪半の一室となり通俗講談會等を催す室に備ふ

特別休憩室 は特別閲覽室の東方半面に接する室にして長十八尺巾十尺面積五坪床面にリノリウムを敷き楕圓形卓子及椅子等を備へて特別閲覽人の休憩食事の用に充つ

左翼家 左翼家も右翼家と同じく二層より成り一層の南端は來賓及職員の昇降口にして右翼家と同様の石段を築き其の内部に昇降室及供待室あり兩室とも人造大理石を敷く

應接室 は昇降室より階段室に昇りて東方にあり方二間半にして面積六坪二合五勺天井は大格子形額縁及蛇腹付の卵黃色漆喰塗にして床面にはリノリウムを敷くこの室に楕圓卓子及椅子、帽子掛等を備ふ

館長室 は應接室の東に接す長三間半巾二間半面積八坪七合五勺にして裝飾は應接室に同じ

事務室 は館長室の北に接す長五間巾四間面積二十坪天井は周圍蛇腹付漆喰塗にして腰通羽目板張とし床は松柾細板を以て張り亞麻仁油を塗る西北の一隅に電話機及電鈴表示器を装置す

東階段室 は四層より成り材料及構造總て西階段室に同じ右方は事務室、館長室、應接室、附屬室に通じ左方は普通閱覽室及書庫に通行の廊下に通す三層中段踊場の東に貴賓室、會議室の二室南に休憩室あり

貴賓室 は二層にあり長五間巾三間半面積十七坪五合床面にはリノリウムを敷き天井は打出鋼鐵板を張り其の中心飾には百燭のアーティ瓦斯燈を取付く周壁は卵黃色漆喰塗にして腰通の羽目板張は化粧縁付になせり東、南兩面の窓

及出入口は継張を以て裝飾し館内には楕圓形及圓形の卓子各一脚皮張椅子七脚、珈琲卓子、帽子掛等を備ふ

會議室 は貴賓室の北に接す長五間巾四間面積二十坪床面、周壁等は貴賓室同じく天井は周圍三尺通り額縁付木製にして中央漆喰塗中心飾二箇にはサンデリヤを裝置し電球を付す腰通は羽目板を以て裝飾せりこの室には長六尺幅一尺四寸の卓子八脚を接續して楕圓形をなせるあり

休憩室 は貴賓室の西方に接し長さ三間巾十尺面積五坪にして室内の裝飾及設備は總て特別休憩室に同じ

書庫 は三層の煉瓦造にして主館の北方にあり南北三十九尺東西二十七尺面積二十九坪二合五勺基礎は地下五尺乃至九尺まで堀下げ砂利層堅磐を根切底とこれに割栗石突入地固めをなし其上幅五尺厚二尺の混凝土層を作り其上に一尺一寸丈け焼過煉瓦を以て積み上げ軒の高さは地盤より三十三尺六寸にして煉瓦及石材を以て築造し内部は漆喰塗とし屋根は木造方形造りにして厚さ五寸の土居塗の上に特製の瓦を葺く各層東西の兩面には四箇宛北面に

は一箇の窓を開く出入口は南側にあり第一層は廊下を以て普通閲覧室の貸付席に通すこの廊下には新聞雑誌棚を配置し又全館電燈の配電盤あり第三層は博物陳列室に通じ第二層の廊下は消毒室となしフォルマリン瓦斯消毒器を備へて圖書を消毒する所ござり此等の窓及出入口には盡く大野式防火鐵扉を付し出入口は特に二重鐵扉となせり一層の床は鐵筋混擬土耐火造とし二、三層は工形鋼鐵梁を用ひ其他は木材を以て張り詰め西南隅に屈曲階段を設け東南隅には昇降機を裝置せりこの書庫に排列せる書架総數四十二每層十四にして中央に約三尺の通路を存してこれを二列に排列せり書架は栗材を用ひ両面にして長さ九尺高さ六尺幅に三種の別あり一尺五寸より二尺八寸に至る貴重圖書收藏の者は特に金網戸を附せり

附屬家 は平家建木造瓦葺にして東階段室の北廊下より至る室の數四あり其面積各四坪其南端は湯沸室にして蒸氣湯沸器、瓦斯竈を備へ冬期は蒸氣夏期は瓦斯を用ひて湯を沸すの用に充つ同室の東は小使室にてこの兩室の北廊下を隔てて存せる兩室は宿直室及製本室なり製本室の西方には職員便所あり

汽罐室 主館の西北にあり木造にして屋根は亞鉛引鐵板葺とし室内に汽罐二臺を据付けそれに準じて各種の機械を設備せり館内各室にはバーフエクション型或はオッフィシャルウォール型の放熱器を裝置しこの室より蒸氣を通じて室を煖む又湯沸室の湯沸器、普通閲覧室入口前、兒童室、休憩室、事務室、便所等の手洗器等にも蒸氣を通じて湯沸、温水の便を計れり

前記諸室の外に左翼家の東北には物置及外便所各一棟あり主館の北には閲覽人便所あり又右翼家の西の木造スレート葺一棟は新聞閲覧室及賣店に用ふる豫定なり

電燈及瓦斯燈 各閲覧室、書庫其他各室にはサンデリヤ、プラケット或はコードによりて電燈を裝置し又夜間に使用する諸室にはアーク燈、ベンダント、ラックットによりて瓦斯燈を備へたり

藏書

明治十四年本館創立の際は藏書數一万七千六百八十二冊なりしが漸次增加

して明治四十三年度末には六万五千五百十四冊に達し明治四十四年度に於て購入、寄贈、交附により増加せるもの二千七百十九冊を加へて同年度末には蔵書數六万八千二百三十三冊となり之を大別すれば左の如し

和漢書

五万三千四百五十一冊

洋書

一千五百五十六冊

雑誌

一万一千二百二冊

新聞

一千百八十七冊

官報、縣報、職員錄、法令全書

八百三十七冊

閱覽成績

明治十四年創立の際は閲覽人員一日平均三十七、閲覽冊數六十六なりしが當時は我國圖書館として見るべきもの數指を屈するに過ぎざるの時にして爾後數年の閲覽成績は帝國圖書館を除きては大坂、徳島等の書籍館と伯仲し時に全國首位の好成績を挙げたることあり閲覽人員一万を超えたるは明治十七年に

して開館後十年後の明治二十四年には閲覽人員一万三千二十二、閲覽冊數四万二千二百六十に上りたり明治三十六年に至り夜間閲覽を始め特別閲覽室、婦人閲覽室を開きしがこれより閲覽者頓に激増し同年閲覽人四万五百二十二、閲覽冊數十二万七百九の多きを見るに至れり其後四十一年に至りて館内の整頓行はれて閲覽成績愈良好に赴き同年の閲覽人員六万九千六百五十八、閲覽冊數十六万八千三十二の多きに進みたり明治四十四年度は本館建築中なりしを以て屢次閲覽所を移動し且つ夜館閲覽及兒童の閲覽を休止せるを以て閲覽人員五万六千四百二、閲覽冊數十五万二千三十四に減じたり新築館舍落成して閲覽を開始せしは大正元年十二月九日なるがこれより大正二年二月三日に至る開館四十七日間の成績を見るに閲覽人員一万八千五百九十二にして閲覽冊數四万四千四百九十八一日平均三百九十六人、九百四十七冊に當る

開館以來明治四十四年度に至る三十一年間の成績を通覧するに開館日數一万三百七十六、閲覽人員七十二万八千五百五十四、閲覽冊數百九十五万一千五百九十一にして一日平均七十人、百八十八冊に當れり而してその貸付圖書總數に本

縣が其間支出せる三万七千百八十五圓の經費を配當すれば一冊閲覽の價僅かに一錢九厘に當れり

巡回文庫

明治四十二年二月本館館則改正せられ新に巡回文庫の制度を附設せられしにより同年四月其取扱手續を制定し同月文庫を加美、牡鹿、本吉、遠田の四郡に分送し爾後引續き各郡に及ぼし八月に至るまで十三郡に送付せり之を第一回送付となす翌四十三年度に入りては更に三郡を加へ縣下の各郡總て文庫の普及を見るに至れり而して其成績は逐年良好に向ひ明治四十四年度に於ては閲覽人員十万を超む閲覽冊數殆んど十一萬に及ぶ各郡に於ける閲覽所も漸次増加せられ最近に於ては各郡を通じ七十五箇所を算するに至れり

巡回文庫成績表

年 度	廻付庫數		廻付冊數		開庫日數	閲覽人員	閲覽冊數	一 郡 平 均 閲 覽 人 員 一 冊 平 均 閲 覽 冊 數
	明治四十二年	五	五、八七六	三、二七	吉、九六	七五、八二三	五、六九	五、八六
明治四十二年	五	五、八七六	三、二七	吉、九六	七五、八二三	五、六九	五、八六	五、八六

年 度	開館日數	閲覽人員	閲覽冊數	閲覽人員	閲覽冊數	藏書數	經 費
同四十三年	壹	七、〇六〇	四、一五九	八九、二七二	九〇、六〇七	五、五八〇	五、六三三
同四十四年	五	七、四六八	四、六九九	一〇四、八四九	一〇九、〇五	六、五五三	六、八二四
累計	二九	二〇、三七四	二、九三五	二六、〇八一	二七五、五〇四	·	·
明治四十二年	五	五、八七六	三、二七	吉、九六	七五、八二三	五、六九	五、八六

創立以降諸統計表

年 度	開館日數	閲覽人員	閲覽冊數	閲覽人員	閲覽冊數	藏書數	經 費
明治十四年	一六	五、六六六	一〇、三七五	二〇、三七五	三〇	一七、六八三	三、三三
同十五年	二九	七、五六七	一六、二一九	二六、二一九	三六	一八、四六五	八、六一
同十六年	三三	八、八一五	一九、〇〇〇	二九、〇〇〇	三七	一八、八九二	六、七五
同十七年	三三	三、八五一	一九、〇〇〇	二九、〇〇〇	三七	一八、八九二	六、九
同十八年	三九	二五、九三五	二四、五七七	四	七九	二〇、〇一〇	四、四八
同十九年	三〇三	三、七九二	三、六、四九	八	三三	二〇、〇三二	四、四八
同二十年	三〇六	八、八七七	三、二七五	九	二九	二二、六〇二	五、九六

明治二十一年	三〇四	一〇二四九	二六七七〇	三四	八八	二三〇九三	五六三
同二十二年	三〇五	一一七六六	三四八六〇	三九	一二四	二四四〇六	五六三
同二十三年	三〇一	一一六三三	四〇九五〇	四二	一三六	二五〇八一	五七〇
同二十四年	三〇五	一一〇三	四二二六〇	四三	一三九	二六〇九八	五七〇
同二十五年	三〇八	一〇三四	二九九一〇	四二	一三一	二六五八	六五五
同二十六年	三〇五	九〇五八	二〇九六	三〇	六九	二七三六八	七四〇
同二十七年	二九二	八九七	二〇〇八	三一	七九	二八二四八	六六一
同二十八年	三一〇	九一六五	二〇九六	三〇	一〇七	二九四二	五九六
同二十九年	三一〇	八四六五	二〇一三	三一	七九	二八二四八	五九六
同三十年	三一〇	九四五六	二〇一八	三一	二七	三〇一〇三	七八五
同三十一年	三一〇	九四五五	二〇一九	三一	二七	三〇一〇三	七八五
同三十二年	三一〇	九四五五	二〇一五	三一	二七	三〇一〇三	七八五
同三十三年	三〇八	八五七八	二六一六	三一	二六	八五	二三六九
同三十四年	三一〇	九四五六	二六〇九	三一	二六	八七	二三六九
同三十五年	三一〇	一七一三一	二六〇九	三一	二六	八六	二三六九
同三十六年	三一〇	四八八五〇	二六〇九	三一	二六	八五	二三六九
同三十七年	三一〇	四〇五三	二六〇九	三一	二六	八四	二三六九
同三十八年	三一〇	四〇八七三	二六〇九	三一	二六	八三	二三六九
同三十九年	三一〇	四〇五二八	二六〇九	三一	二六	八二	二三六九
同四十一年	三一〇	三五〇八五	二六〇九	三一	二六	八一	二三六九
同四十二年	三一〇	二二三、八四四	二六〇九	三一	二六	八〇	二三六九
同四十三年	三一〇	二一六、〇三三	二六〇九	三一	二六	七九	二三六九
同四十四年	三一〇	一九二、九九	二六〇九	三一	二六	七八	二三六九
累計	一一〇、三七六	七六八、五四	一九五、五九〇	七〇	一八	六八、二三三	三七、一八五

宮城縣立圖書館館則

第一章 総 則

- 第一條 本館ハ内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シ以テ公衆ノ閲覽ニ供ス
 第二條 本館開館時間左ノ如シ但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ
 第三條 定期休館日左ノ如シ但臨時休館日ハ其ノ都度之ヲ定ム
 歳 首 一月一日ヨリ一月五日マテ
 紀 元 節 一月九時ヨリ午後十時マテ
 天 長 節 午前八時ヨリ午後十時マテ
 創立紀念日 七月二十五日

館内掃除日 每月末日

曝 書 期 十一月中凡十日間

歳 末 十二月二十八日ヨリ同月三十一日マテ

第四條 年齢七歳未満ノ兒童又ハ館内ノ秩序ヲ紊シ若クハ靜肅ヲ害スル虞ア
 リト認メタル者ハ入館ヲ許サス

第五條 本館ニ功勞アル者又ハ館長ニ於テ適當ナリト認メタル者ニハ優待券
 ヲ贈與スルコトアルヘシ

第六條 優待券ヲ有スル者及館長ノ特許ヲ得タル者ハ特別閲覽室ニ於テ圖書
 ヲ閲覽スルコトヲ得

圖書ノ携出ニ關シテ優待券ハ携出券ト同一ノ効力ヲ有ス
 第七條 借覽中圖書ヲ亡失又ハ汚損シタル者ハ館長ノ指定ニ從ヒ現品若クハ
 相當ノ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシム

前項辨償ノ義務ヲ了セサル間ハ本館ノ圖書ヲ借覽スルコトヲ許サス

第八條 本館ノ規定ニ違背シタル者又ハ館員ノ指示ニ從ハサル者ハ退館セシム

メ其ノ情狀ニ依リ期限ヲ定メ入館ヲ禁スルコトアルヘシ

第二章　　圖書閱覽

第九條　圖書ヲ閱覽セントスル者ハ閱覽票ニ指定ノ事項ヲ記入シ圖書ヲ借受ケ退館ノトキ之ヲ返納スヘシ

第十條　同時ニ閱覽スルコトヲ得ヘキ圖書冊數ハ左ノ定限内トス
甲種優待券ヲ有スル者　　冊數ニ制限ナシ

乙種優待券ヲ有スル者　　五種　洋和装　十五冊
普通閱覽者　　三種　洋和装　三九冊

兒　童　　一種　　一冊

前項圖書ノ冊數ハ和洋併借スル場合ハ和裝三冊ヲ以テ洋裝一冊ニ算ス
第十一條　圖書ノ閱覽ハ年齢十二歳未滿ノ者ニ在リテハ兒童閱覽室其ノ他ノ者ニ在リテハ普通閱覽室ニ於テスヘシ

第十二條　閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀、談話又ハ喫煙ヲ許サス

第三章　　圖書携出

第十三條　本館所藏ノ圖書ヲ携出借覽セムトスル者ハ圖書携出券ノ交付ヲ請求スヘシ

第十四條　圖書携出券ノ交付ヲ請求シ得ル者ハ本縣内ニ住居シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者タルヘシ

一　官公立學校職員又ハ官公吏

二　直接國稅年額參圓以上ヲ納ムル成年者

三　前二號ノ資格ヲ有セサル者及年齡十五歲以上ノ未成年者ニシテ、仙臺市ニ住所ヲ有シ直接國稅年額參圓以上ヲ納ムル成年者ヲ保證人ニ定メタル者

第十五條　圖書携出券ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ携出閱覽料、印鑑及第二號

書式ノ證書ヲ添ヘ第一號書式ノ願書ヲ館長ニ差出スヘシ但シ前第一號ニ該當スル者ハ證書中市町村長ノ證明ニ代フルニ麟長ノ證明ヲ以テシ同第三號ニ該當スル者ハ證書ニ代フルニ第三號書式ノ保證書ヲ以テスヘシ

第十六條　圖書携出券ノ有效期間ハ交付ノ日ヨリ起算シ一ヶ年トス

第十七條　圖書携出券ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨館長ニ届出テ再渡ヲ請求スヘシ

第十八條　携出覽閱料ハ一ヶ年金五拾錢トス但シ前條ニ依ル再渡ノ場合ハ其ノ都度手數料金拾錢ヲ納付スヘシ

前項料金ハ納付後何等ノ事由アルモ之ヲ返付セヌ
第十九條　携出閱覽人携出券交付當時ノ資格ヲ失ヒタルトキハ爾後其ノ携出券ヲ無效トス

前項ノ場合ニ於テハ三日以内ニ携出券ヲ返納スヘシ

第二十條　第十七條又ハ前條ノ手續ヲ怠リタルカ爲本館ニ損害ヲ與ヘタル場合ハ該携出券記名者若クハ保證人ニ於テ之カ賠償ノ責ニ任スヘシ

第二十一條　携出シ得ヘキ圖書ハ携出圖書目錄登載ノモノニ限ル但シ目錄登載ノ圖書ト雖モ本館ノ都合ニ依リ携出ヲ計サ、ルコトアルヘシ

第二十二條　圖書ヲ携出シ又ハ返納セントスルトキハ優待券若クハ携出券ヲ係員ニ差出スヘシ

携出ニ際シテハ携出閱覽票ニ指定ノ事項ヲ記入捺印スヘシ

第二十三條　同時ニ携出シ得ヘキ圖書冊數ハ左ノ定限内トス
和裝ニ在リテハ　二種　六冊

洋裝ニ在リテハ　二種　二冊

前項圖書ノ冊數ハ和洋併借スル場合ハ和裝三冊ヲ以テ洋裝一冊ニ算ス

第二十四條　圖書ノ携出期間ハ十日トス但シ本館ノ都合ニ依リ期間内ト雖モ返納セシムルコトアルヘシ

第二十五條　携出圖書ノ冊數又ハ圖書携出期間ニツキ館長ノ特許ヲ受ケ第二十三條又ハ前條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二十六條　携出券優待券若クハ携出圖書ハ他人ニ貸與スルコトヲ許サス

第二十七條　携出圖書ノ返納ヲ怠リ又ハ前條ノ規定ニ違反シタル者ハ爾後其ノ携出券優待券ヲ無效トス

第四章　巡回文庫

第二十八條　巡回文庫ハ郡市役所、縣立學校、公私立圖書館中ニツキ之ヲ廻付シ

地方公衆ニ携書閲覽ノ便ヲ與フルモノトス

第二十九條 郡市役所、縣立學校、公私立圖書館ニ於テ巡回文庫ノ廻付ヲ希望スルトキハ其ノ旨館長ニ請求スヘシ

第三十條 郡市役所ニ於テハ公衆ノ閲覽ニ供スル爲便宜ノ場所ニ閲覽所ヲ設ケ豫メ閲覽及携出ニ關スル規程ヲ定メ館長ノ承認ヲ受クヘシ其ノ變更ノ場合亦同シ

第三十一條 縣立學校及公私立圖書館ニ在リテハ校内若クハ館内ニ於テ巡回文庫ヲ閲覽セシムル外之ヲ他ニ廻付スルコトヲ得ス

第三十二條 巡回文庫ノ使用期間ハ廻付ヲ受ケタル月ヨリ起算シ三箇月以内トス

第三十三條 巡回文庫ハ其ノ廻付ヲ受ケタル郡市長、縣立學校長、公私立圖書館長之ヲ管理スヘシ

第三十四條 巡回文庫ノ廻付ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第三十五條 巡回文庫ノ閲覽人ニシテ圖書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ本則第七條ノ規定ハ之ヲ管理者ニ適用ス

第五章 圖書寄贈

第三十六條 圖書ヲ寄贈セントスル者ハ其ノ圖書名、員數、價格、住所及氏名ヲ記載シタル書面ヲ差出シ豫メ館長ノ許諾ヲ得現品ヲ送致スヘシ

第三十七條 寄贈ヲ受ケタル圖書ニハ寄贈者ノ氏名及寄贈ノ年月日ヲ標記シテ其ノ好意ヲ永遠ニ傳フ但シ匿名者又ハ第三十七條ニ依リ許諾ヲ得サル者ノ寄贈ニ係ル圖書ハ適宜ノ處置ヲナスヘシ

第三十八條 圖書ノ寄贈ニ要スル費用ハ寄贈者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第六章 圖書委託

第三十九條 公衆ノ閲覽ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ圖書ヲ委託セントスル者ハ委託願書ニ其ノ目錄冊數、住所、氏名ヲ詳記シ館長ノ承諾ヲ得タル後現品ヲ送付スヘシ

前項圖書ニ對シテハ本館ヨリ受託證ヲ交付ス

第四十條 委託圖書ノ運賃ハ委託者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第四十一條 委託圖書ハ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲ爲スヘシ但シ館外ノ携出ヲ許サス

第四十二條 委託圖書ハ委託者ノ請求又ハ本館ノ都合ニ依リ隨時之ヲ返付ス

第四十三條 委託圖書ヲ毀損又ハ亡失シタルトキト雖モ本館ノ重大ナル過失ニヨルニアラサレハ其ノ責ニ任セス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

明治四十二年三月縣令第八號ハ本則施行ノ日ヨリ之レヲ廢止ス

(第一號書式)

携出券交付願

私儀貴館ノ圖書携出閱覽致度候ニ付携出券御交付相成度別紙證書(保證書)印

鑑及携出閱覽料相添此段相願候也

住所、族籍、職業

氏

名印

生年月日

宮城縣立圖書館長氏名殿

(第二號書式)

印 紙 證 書

私儀貴館ノ圖書携出閱覽御許可相成候ニ付テハ貴館規則ヲ遵守可致携出圖書ヲ亡失汚損シタル場合ハ貴館長ノ指示ニ從ヒ直ニ辨償可致候也

住所、族籍、職業

年 月 日 氏 名印 生年月日

宮城縣立圖書館長氏名殿

右者直接國稅年額參圓以上ヲ納ムル者ニ相違無之候也

年月日

市町村長氏

名印

(第三號書式)

印紙 保證書

住所、族籍、職業

氏

生年月日

右者貴館ノ圖書携出閱覽御許可相成候處貴館規則ヲ確守可爲致ハ勿論携出
圖書ノ亡失又ハ汚損ニツキテハ貴館長ノ指示ニ從ヒ拙者ニ於テ辨償可致候
也

住所、族籍、職業
保證人 氏
名印

年月日

保證人 氏

名印

生年月日

宮城縣立圖書館長氏名殿

右保證人ハ直接國稅年額參圓以上ヲ納ムル者ニ相違無之候也

年月日

仙臺市長氏

名印

宮城縣立圖書館規程

第一條 宮城縣立圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

司書

記

第二條 館長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

第三條 司書ハ館長ノ命ヲ承ケ圖書記録ノ整理保存及閱覽ニ關スル事務ニ從

事ス

第四條 書記ハ館長ノ命ヲ承ケ庶務、會計ノ事務ニ從事ス

宮城縣立圖書館規程

第五條 圖書記録ノ選定若クハ分類等ニ關シ必要アルトキハ館長ハ知事ノ許可ヲ得テ臨時ニ嘱托員ヲ置クコトヲ得

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

宮城縣立圖書館館長職務章程

第一條 館長ハ特別ノ規程アルモノ、外此ノ規程ニ依リ其ノ職務ヲ執行スヘシ

第二條 左ノ事項ニ關シ館長ハ意見ヲ知事ニ具申スルコトヲ得

一、圖書館々則ノ設定及改廢

二、職員ノ進退、賞罰並縣外出張

第三條 左ノ事項ハ知事ノ認可ヲ受ケ館長之ヲ施行スルシ臨時休館ニシテ急速ヲ要スル場合ハ處分後直ニ報告スルコトヲ得

一、臨時休館

二、職員ノ願伺

第四條 左ノ事項ハ館長之ヲ専行スルシ第一號乃至第四號ハ處分後知事ニ開

申スヘシ

一、館内細則ノ設定、改廢

二、職員ノ縣内出張

三、職員ノ除服出仕

四、豫算定額内ニ於テ使用スル雇員ノ進退賞罰

五、圖書ノ選擇購入

六、成規ニ依ル犯則者處分

第五條 館長事故アルトキハ上席司書其ノ職務ヲ代理スヘシ

第六條 前各條ニ明記セサル事項ト雖モ重要ト認ムモノハ經伺ノ上處分ス

ヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十二年七月訓令第四十二號館長職務章程ハ本規程施行ノ日ヨリ廢止ス

宮城縣立圖書館處務細則

第一章 分科

第一條 本館ニ左ノ係ヲ置ク

- 一 目錄係
- 一 藏書係
- 一 貸付係
- 一 巡回文庫係
- 一 博物係
- 一 會計係
- 一 庶務係

第二章 分掌

第二條 各係ノ分掌事項左ノ如シ

- 一 購入廢棄寄贈及委託圖書ノ調査選擇ニ關スル事項
- 一 目錄ノ編成整理ニ關スル事項

藏書係

- 一 圖書ノ收受整理及保管ニ關スル事項
- 一 書庫ノ整理ニ關スル事項
- 一 圖書原簿ノ保管整理ニ關スル事項
- 一 藏書印ノ保管ニ關スル事項
- 一 製本裝訂ニ關スル事項
- 一 藏書ノ統計ニ關スル事項

貸付係

- 一 閲覽室ノ設備整理及閲覽室用備品ノ保管ニ關スル事項
- 一 圖書ノ出納及館外携出ニ關スル事項
- 一 閱覽統計ニ關スル事項
- 一 閱覽室內ノ掲示及閲覽案内ニ關スル事項

- 一 未裝釘ノ新聞雜誌及講義錄ノ整理保管ニ關スル事項
- 一 出納手ノ監督ニ關スル事項

巡回文庫係

- 一 巡回文庫ノ編成ニ關スル事項
- 一 巡回文庫ノ收受發遣ニ關スル事項
- 一 巡回文庫ニ屬スル圖書ノ選擇保管及整理ニ關スル事項
- 一 巡回文庫ノ統計ニ關スル事項

博物係

- 一 陳列品ノ選擇及管理ニ關スル事項
- 一 陳列品ノ解說ニ關スル事項
- 一 陳列品ノ統計ニ關スル事項

會計係

- 一 經費豫算及決算ニ關スル事項
- 一 物品ノ購入及拂下ニ關スル事項

- 一 諸收入ノ徵收及支拂ニ關スル事項
- 一 保證金ニ關スル事項
- 一 物品ノ出納保管修繕及整理ニ關スル事項
- 一 營繕ニ關スル事項
- 一 電燈電話及給水ニ關スル事項
- 一 職工人夫其他傭人ノ監督ニ關スル事項
- 一 館內衛生及取締ニ關スル事項
- 一 會計ノ報告ニ關スル事項

庶務係

- 一 館內ノ紀律及儀式ニ關スル事項
- 一 諸規則類ノ制定變更ニ關スル事項
- 一 館印職印及鎖鑰ノ保管ニ關スル事項
- 一 文書ノ收受發遣ニ關スル事項
- 一 文書ノ整理保存ニ關スル事項

職員ノ願伺届等ニ關スル事項

- 一 監視人及小使ノ監督ニ關スル事項
- 一 年報及一覽其他諸報告ニ關スル事項
- 一 閱覽人受付及館外携出券交付ニ關スル事項
- 一 當直ニ關スル事項

優待券ニ關スル事項

- 一 評議員會ニ關スル事項

他係ノ主管ニ屬セサル事項

- 第三條 各係ニ主任及係員ヲ置ク

主任及係員ハ館長之ヲ命ス

- 第四條 主任ハ館長ノ命ヲ受ケ所屬事務ヲ主掌ス

係員ハ主任ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

第三章 處務順序

- 第五條 各係主管ニ屬スル事務ノ執行又ハ處理ニ就キ館長ノ決裁ヲ受クヘキ

モノハ總テ司書ヲ經由スヘシ

第六條 事務ノ主管ニ就キ疑アルモノハ館長ノ指定ニ據ルヘシ

第七條 主管ニ屬スル文書ノ起案及淨書ハ各係ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第八條 各係主管ニ屬スル事務ニ就キ他係ニ關聯スルモノハ特別ノ場合ヲ除

クノ外其事務ニ直接關係アル係ニ合議スヘシ

第九條 前條合議ノ事件ニ就キ係ノ意見合致セサルトキハ館長又ハ司書ノ指揮ヲ受クヘシ

第十條 緊急ノ事件ニシテ普通ノ手續ヲ爲スノ暇無キトキハ館長又ハ司書ノ指揮ヲ受ケ便宜ノ處置ヲ爲スヘシ

此場合ニ於テハ施行後直ニ所定ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條 文書ノ往復ハ館長命ヲ以テスヘシ但事ノ輕易ナルモノハ便宜館名ヲ以テスルコトヲ得

前項文書ニハ總テ左ノ符號ヲ付スヘシ

〔圖第一號〕

第四章 圖書取扱手續

第十二條 目錄係ニ於テ購入又ハ廢棄スヘキ圖書ノ調査撰擇ヲ丁シタルトキハ注文又ハ廢棄目錄ヲ作成シ會計係ニ回付スヘシ

會計係ニ於テ前項目錄ノ回付ヲ受ケタルトキハ直ニ購入又ハ廢棄ノ手續ヲナスヘシ

第十三條 購入圖書到達シタルトキハ藏書係之ヲ點檢捺印シ目錄係ノ分類決定ヲ受ケタル後之ヲ函架ニ排列スヘシ

目錄係ハ藏書係ヨリ前項ノ排列通知ヲ受ケタルトキハ直ニ各種ノ目錄ヲ整理スヘシ

第十四條 寄贈又ハ委託圖書ノ取扱ニ付テハ前二條ノ手續ヲ準用ス

第十五條 製本裝訂ノ手續ハ第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五章 服務心得

第十六條 館員就職シタルトキハ直ニ履歷書及宿所届ヲ差出ス、ヘシ改氏名轉居ノトキ亦同シ

第十七條 館員ハ一定ノ時限迄ニ登館シ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ

第十八條 館員病氣ノ爲缺勤セントスルトキハ登館時間迄ニ其事由ヲ詳記シ
館長ニ届出ツヘシ但缺勤七日以上ニ亘ルトキハ七日毎ニ醫師ノ診斷書ヲ添
付スヘシ

第十九條 館員遲參シ又ハ早退セントスルトキハ其事由ヲ申出館長ノ承認ヲ
受ケ遲參早退簿ニ記入ヲ受クヘシ

第二十條 館員喪ヲ服スルトキハ其續柄ヲ詳記シ其旨館長ニ届出ツヘシ
第二十一條 館員父母ノ祭日ニ當リ休暇セントスルトキハ其旨館長ニ届出ツ
ヘシ

第二十二條 館員轉地療養其他ノ事由ニ依リ任地ヲ離レントスルトキハ其日
限ヲ定メ豫シメ館長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三條 館員ノ身上ニ關スル願伺届ニシテ知事ニ差出スヘキモノハ總テ
館長ヲ經由スヘシ

第二十四條 館員出張ヲ命セラレタルトキハ歸館後直ニ書面又ハ口頭ヲ以テ
館長ヲ經由スヘシ

館長ニ復命スヘシ

第二十五條 館員事務繁劇又ハ急施ヲ要スル事件アルトキハ休日又ハ時限外
ト雖トモ執務スヘシ

第二十六條 館員轉任又ハ休退職ノ場合ニ在テハ事務引繼書ヲ作リ館長ノ指
命セル職員ニ引繼キ係主任ノ檢閱ヲ受ケ其旨連署ヲ以テ館長ニ届出ツヘシ

第六章 當直心得

第二十七條 當直ハ之ヲ分チテ日直及宿直ノ二トス

第二十八條 日曜ノ日直ハ司書及書記中ノ一名之ニ當リ其他休日ノ日直ハ職
員交代ヲ以テ之ニ充ツ

第二十九條 職員司書及女子職員ヲ除クハ交代ヲ以テ毎日一人宿直ノ任務ニ
服スヘシ

第三十條 日直ノ勤務ハ出勤時限ヨリ退館時限迄トシ宿直ノ勤務ハ退館時限
ヨリ翌日出勤時限マテトス

第三十一條 當直員ハ文書及圖書ヲ收受シ監視人又ハ小使ヲ監督シ館内外ノ

第三十二條 取締ニ任シ非常時變ノ場合ニアリテハ臨機ノ處置ヲナスヘシ
ノ文書圖書ト共ニ次直員又ハ主任者ニ引繼クヘシ但至急ヲ要スト認メタル
モノハ直ニ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

職 員

館長事務取扱宮城縣事務官

鈴木芳藏	三井よし	中澤七右衛門	古谷利通	古田晶
相馬	橋井	飯沼	船塲	山櫻
寅	隆	谷	津	通
三	清	船	利	櫻
鈴木	理	谷	進	晶

職 員

關手	記託書	司囑書	雇書	雇雇
----	-----	-----	----	----

建築設備費寄附者

宮城縣 桃生郡前谷地村
仙臺市 上杉山通
同 同 同 同
定禪寺通櫓町
大町四丁目
大町五丁目
宮城縣 宮城郡七鄉村
仙臺市 東四番丁
同 同 同
大町五丁目
東四番丁
新坂通

建築設備費寄附者

細佐松谷早藤八橋荒伊齋
谷々木良井川崎木木本忠次
三德重兵盤せ智久兵三郎泰治
治衛植き寛助衛郎治

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

伊 高 佐 佐 佐 新 野 水 清 今 大 菊
藤 木 藤 藤 藤 野 澤 野 野 泉 地
小 清 昌 二 源 藤 百 時 喜 梅 平
五 三 兵 郎 助 藏 藏 郎 治 吉 郎

五

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
仙臺市 東八番丁

仙臺市片平丁

定禪寺通

八幡町

南染師町

片國分町

東河原町

元鍛冶町

良覺院丁

大町三丁目

新傳馬町

片平丁

大町三丁目

立南田町

東木町

南東二番町

河南原町

大町五丁町

朴横一針鈴安橋青角天板岩
澤山力生木積本山江垣崎
三代勤健二郎弘六郎久太郎
治助郎治郎治十郎勘兵三郎
テ専十郎

菱畑針鈴伊尾三龜遊松青櫻
沼谷生木藤形島田佐田山井
七清六徳喜清次安駒兵忠新兵秀治
吉助郎郎平治治郎衛郎助

仙臺市 大町五丁目

國 分 町

大町二丁目 町

大町四丁目 町

東一番 丁

大町四丁目 町

東三番 丁

中杉山通 町

南木材木町 町

名掛町

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同
以 上
北三番 丁 町
國 分 町
大町五丁目
大町四丁目
大町五丁目
大町五丁目

瀬 笹 藤 藤 鈴
戸 氣 崎 原 木
新 慶 祐 英 三
三 郎 郎 助 吉 郎

後 伊 熱 大 高 菊 齋 木 塚 木 瀬 島
藤 勢 海 塚 橋 地 川 村 戸 貫
宗 久 治 孫 民 三 市 右 衛 本 仲 勝 健 八
兵 郎 郎 郎 藏 門 吉 達 門 卫 郎 藏

宮城縣立圖書館

大正二年二月九日印刷
大正二年二月十一日發行

印刷者 股野七郎

仙臺市南町四十二番地

印刷所 東北活版社

電話六〇一一番

終